

4月から福祉自動車の貸出方法が変わります。

- 利用申請の前に福祉自動車借用登録が必要になります。
- 新規登録は令和8年2月2日（月）から開始します。
- 変更後の貸出は4月1日（水）以降の予約からとなります。



本所	0276-46-6208
西部支所	0276-57-2616

○利用手続き

変更後	変更前
登録 福祉自動車借用登録証を発行 必要書類：運転免許証 自動車保険証書	—
事前予約 3カ月前から当日まで	事前予約 3カ月前から3日前まで
利用申請 利用日に借用申請書を提出 必要書類：運転免許証	利用申請 利用日に借用申請書を提出 必要書類：運転免許証
利用料金 返却時ガソリン満タン給油	利用料金 走行距離によって支払い
返却 車内清掃・消毒 給油の領収書提出	返却 車内清掃・消毒 —

○損害賠償

変更後	変更前
登録者が契約している自動車損害賠償保険及び任意保険により対応	太田市社会福祉協議会が契約している保険で対応